

中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切におこなうための体制の概要

当行は、中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切におこなうため、以下のとおり体制を整備しました。

1. 営業店の体制

- ① お取引の窓口となる各営業店において、中小企業者のお客さまとのリレーションシップに基づき、事業内容や財務状況の問題点を共有し、経営全般のニーズに則した経営改善計画の策定・実践を支援してまいります。
- ② また、中小企業者のお客さまの経営改善計画の進捗状況を継続的に確認・検証し、改善策の実行や計画の見直しを助言、支援するなど、きめ細かな対応をおこない、積極的なコンサルティング機能の発揮に努めてまいります。
- ③ 中小企業者のお客さまの事業再生のための支援においては、必要に応じ、お客さまからのご同意をいただいたうえで、当行以外の金融機関や信用保証協会、中小企業再生支援協議会などの外部機関と緊密に連携し、できる限り迅速かつ適切に取り組んでまいります。

2. 本部の体制

- ① 経営改善および事業再生への支援をおこなうための専門的な本部組織として、平成15年に審査部経営革新サポートセンターを設置しておりますが、更なる再生支援業務の推進とコンサルティング機能の強化を図るべく、経営改善支援専担者を配置して、機能強化に努めています。
- ② 再生支援等に関する取組みについては、審査部より定期的に取締役会等に報告し、取締役会等は報告内容を踏まえ、必要に応じて「金融円滑化対応プロジェクトチーム」を通じて、対応改善等を指示いたします。
- ③ 経営改善および事業再生に対するお客さまからのご相談に適切に対応できるよう、実践的な行内研修等の実施により役職員の目利き能力の向上に努めてまいります。